

奈良県告示第二百八号

昭和三十二年九月奈良県告示第四百八十七号（公衆浴場入浴料金の価格）の一部を次のように改正し、令和五年十月一日から施行する。

令和五年九月八日

奈良県知事 山下 真

第一号の表中「四四〇円」を「四八〇円」に、「一六〇円」を「二〇〇円」に、「八〇円」を「一〇〇円」に改める。